

# 鹿谷の十八日講（谷御講）

佐野光臣

## 一 はじめに

### （一）講について

「講」という用語は、いろんな場面で使われている。「頼母子講」「無尺講」などの経済的講、あるいは「伊勢講」「善光寺講」「御嶽講」のような寺社参詣を目的としたものなどがある。会員が相互に資金を出し合うことにより維持される組織である。浄土真宗で行われている報恩講は他宗にはなく、御開山である親鸞に対する御恩報謝に裏付けられた御開山信仰という意味を持っている。真宗の門徒は、家という単位ではなく、信者の一人として、寺院あるいは本願寺と結びつく。

民俗としては、門徒の一年の生活において「ハレ」の場が報恩講で、僧侶が勤める法事であり、その後には会食する「お齋」の場は門徒および親類縁者の交流の場として重きをなしている。それは

一年間の労働の報謝の場であり、人間として生きている喜びを阿弥陀如来と親鸞にもとめて、そこに報恩講があった。

寺院の報恩講法要は門徒から見れば、一つは寺院の勤行の場としての仏事である。もう一つは寺院が報恩講を執行するために、門徒から何がしかの報謝の「懇志」を受納する場である。つまり懇志を寺に納めることが門徒の務めである。門徒は日頃の激しく苦しい労働の極地に、死後の阿弥陀如来の世界を伝える親鸞の教えを信じた。そしてまた、門徒はこの教えを分かりやすく伝える布教師あるいは村々をめぐる説教坊主の法話に耳を傾けた。

『福井県史 通史編3 近世1』には、「越前の真宗」という節をもうけ、さらに「講と信仰」という項を設けている。ここでは三ページほど記述されているにすぎず、近世の江戸期の講組織を①数十か村の広域の講、②特定の地域の中規模の講、③村単位の小規模な講に分けて、講の名称を羅列している。このような講組織はいずれも、

法主消息（印書、御書とも）あるいは親鸞画像、蓮如画像などを本願寺から下付されることで成立する、ということを書き記している。

## （一）勝山市内の講

勝山市内においては、尊光寺を中心にした「北袋五十三ヶ村并勝山町十六日講」があり、顕如木像が開帳されるので顕如講ともいう。この講は西本願寺により主導されて成立したものであろうことは、「尊光寺由緒」から知ることができる。

これに対して、「嶋田家系譜」によれば、天正年間の北袋一揆の大將とされた嶋田将監正房の子孫が、北袋十六日講にかかわりをもち惣道場に取り立てられた。そして親鸞画像が顕如から下付された、とある。その後嶋田忠右衛門正良は森川村（勝山市北郷町）に居住し、北袋五十三ヶ村を糾合して、北袋十六日講の講元となり、北袋惣道場と称したという。しかし、現存するものは、慶長十年（一六〇五）に准如から北袋惣道場に下付された親鸞画像と准如消息である。その後の十六日講としての記録はない。そして嶋田忠右衛門正継の代になり、天明の飢饉を契機に田畑などの資産を売り払って退転した。しかし正継は文化二年（一八〇五）に北袋十六日講を引き起こし、今の勝山市一帯で講子を得て布教した。そして、嘉永四年（一八五二）の広如消息で「北袋俱会精舎」という額を得て惣道場としてのお墨付きをえた。しかし十六日講では僧侶の着る僧衣ではなく、麻の肩着を付けた姿で勤行をした。そして明治三十九年（一九〇六）荒土町別所に移り、漸く昭和十一年に賢勝寺の寺号を得た。また『勝山市史 第2巻 原始く近世』には「森川道場のお廻り」という項を

設けている。しかし、五三か村を廻村したという史料は見当たらない。そして十六日講に関する史料は、勝山の尊光寺、平泉寺の西念寺、別所の賢勝寺に分散し、研究者が随意に説明し、その内容の齟齬が著しい。

勝山市内で確実な講は、「山里所々尼入二十五日講」と「四ヶ谷十八日講」である。二十五日講は嘉永五年（一八五二）の帳簿で、別所村など七か村の六四人の講子が顕如消息を持ち回って、七昼夜にわたり勤行と法話があつたと記録する。講の経費を差し引いた賽銭は、「本山上り」として藤嶋の西超勝寺を経て、京都の西本願寺へ上納した。もう一つはこれから論じようする鹿谷の「十八日講」で、通称は谷御講である。

## 二 鹿谷（四ヶ谷）の十八日講（谷御講）

### （一）講の名称

「谷御講」は、タンニヨコウと言い習わしている。これは鹿谷（四ヶ谷・四箇谷）でおこなわれる講ということである。正式には「十八日講」である。場所は勝山市鹿谷町などの十二か村（現在の十二集落）の道場および民家であった。講が行われる時期は、毎年春三月初と暮れの十、十一月ころであった。

### （二）十八日講の地域

鹿谷を江戸期は四ヶ谷あるいは四箇谷と表記し、その村は、保田村・東遅羽口村・発坂村・矢戸口村・比嶋村・妙金嶋村・西俣村・

本郷村・杉俣（杉又）村・西光寺村・志田村・西遅羽口村の十二か村である。鹿谷内には藤嶋の西超勝寺、福井の本覚寺、田原町の光明寺、寮の勝縁寺、松岡の昌蔵寺、下森田の淨因寺、上森田の巖教寺、荒川の興行寺などの西本願寺派の道場があった。その門徒（檀家・檀徒）の信仰の拠点となる道場あるいは有力高持百姓の民家を宿坊として、十八日講が行われた。

講は十二か村を順番に回り、春と暮れの二回あるので、各村では六年に一回開かれることになる。

十八日講には、講親（講元）というものがなく、十二か村に講子があった。寛政二年（一七九〇）三月の「十八日御講入用算用帳」の「御講子中人別付」には、発坂村三人、杉俣村五人、比嶋村二人、志田村四人、矢戸口村八人、本郷村十二人、保田村五人、西光寺村五人、西俣村三人、東遅羽口村五人、妙金嶋村三人、西遅羽口村一人を記し、その合計を五五人として講子が記名されている。（五五人とあるが、実数は五六人となる）また、十八日講は講親がないということも一つの特色である。有力高持百姓が講子となり、十八講を支えた。この講は、講子が村を単位として十八日講を開き、村にあった道場を会場として法要があり、当番にあたる講子が世話役を引き受けて算用し、講の経費の収支を記録して書類を残し、その書類は十二の村へと受け渡された。

### （三）十八日講の存如画像および本如消息と、その結成の時期

この講の信仰の中心は「存如画像」である。十八日講は鹿谷の門徒からの懇請より、この画像が本山から下付されたことから始まる。

この講を結成し

た時期は、講の構成村の一つに、現在は九頭竜川の北岸に位置する妙金嶋村が加入していることにヒントがある。

十八講が結成された時期は、九頭竜川の本流が妙金嶋川の北部の皿川側を

流れていた時期のものと推定できる。妙金嶋村は九頭竜川の中洲に位置し、延宝三年（一六七五）および天和三年（一六八三）の大洪水により南部で農地の川欠けが発生し、現在の流路が九頭竜川の本流となり、わずかに保田村に隣接して残された土地が妙金嶋出村とよばれるようになる。十八日講の成立は、この天和三年以前であろう。つまり鹿谷の十八日講は、本願寺が西本願寺と東本願寺に分派する慶長七年（一六〇二）後で、妙金嶋村が九頭竜川の本流により分断される天和三年以前に成立したものと推定できる。おそらく慶長七年（一六〇二）から天和三年（一六七三）までの間であろう。

### （四）本寺と門徒との関係

寺院と道場との関係は、次のように二通りある。

（ア）本寺……道場……門徒



存如画像

(イ) 本寺……手次寺(下寺)……道場……門徒

また、道場の成立要件により、惣道場と自庵道場に分類できる。

惣道場は村の門徒が力を合わせて始めた道場をいう。自庵道場は村の有力者が、自宅の居間をつかった道場で、やがて一族のものが独立して道場役をつとめるようになった。その村の有力者の例として、坂井市丸岡町上竹田の坪川家住宅では、その一室が道場として使用されている。

鹿谷での道場と寺院との関係は、次の通りである。その資料として、『木本領家組寺社并村々明細帳』(天保八年(一八三七))は、江戸期の幕末の鹿谷地域の鯖江藩領の村(矢戸口・西俣・本郷・西光寺・保田)の道場について知ることができる。また『勝山市史 資料篇 第4巻 宗教・武家等』に掲載されている増田公輔による勝山市内の道場調査を参考にした。これは十八日講について知るための資料である。また矢戸口・西俣・西光寺・保田・本郷(村高の三分の一)は鯖江藩、東遅羽口・西遅羽口・本郷(村高の三分の二)・杉俣・志田、比嶋・妙金嶋は幕府領、また発坂は郡上藩である。この鹿谷地域の十二か村の西本願寺派の門徒を結ぶ信仰の組織として「十八日講(谷御講)」が行われた。

保田村：上道場 福井の志比口の唯専寺末。唯専寺は現在無住。

下道場 松岡の昌蔵寺末道場、昌蔵寺は江戸初期には

超勝寺の下寺の下吉野村徳善寺と関係があった。伝蓮如筆「六字名号」と「正信偈」の一節の掛け軸をもつ。また蓮如の筆洗いの池(硯

井之池)が伝えられている。

中屋道場 松岡の昌蔵寺末道場。昭和二十二年寺号を称し、願生寺と名乗る。

牧野道場 藤嶋西超勝寺末の道場。現在は福井長松寺末の道場。

□□道場 藤嶋西超勝寺末。廢道場後のことは不明。

発坂村：三枝道場 福井の善福寺(越前市の出雲路派本山臺接寺)末。自庵道場で昭和六十年ころ廢止。

嶋田道場 福井の本覚寺(現永平寺町東古市)末。島田

将監正房の子息の次良三郎が発坂に定住したことによる、自庵道場である。

西俣村：下道場 福井の本覚寺末。寺号正淋寺。現在無住。

上道場(本蓮寺道場) 小松の本蓮寺末。藤嶋超勝寺初代の頓円鸞芸が西俣村の地を一時隠居所とし、その後小松にうつり本蓮寺を開く。寺号蓮乗寺。無住。

西光寺村：専福寺道場(誓斎道場) 大野市御給の専福寺末。

□□道場 道場名不明。福井輪番(西別院)末。

興行寺道場 永平寺町藤巻の興行寺(荒川興行寺)末。『勝山市史』には唯専寺末とある。

志田村：福井田原町光明寺末。

杉俣村：寮(福井市)の勝縁寺末。

東遅羽口村：寮(福井市)の勝縁寺末。

西遅羽口村：寮(福井市)の勝縁寺末。昭和初期に道場の廢止。

高田道場 高田派・黒目(坂井市三国町)の称名寺末。  
 本郷村……福井輪番(西別院)より役僧を迎えたことで西本願寺末となる。現寺号宝光寺。

矢戸口村……大道場 福井輪番(西別院)より役僧を迎えたことで西本願寺末。現寺号崇專寺。

戒善道場 大野の東本願寺派法蓮寺末。現寺号浄信寺。  
 柴切道場 下森田(福井市)の浄因寺末。寺号西願寺。

現在廃寺。一時は道場に医師が住み「小屋寺」と呼ばれた。

森田道場 柴切道場とおなじく、浄因寺末。幕末に寺号を得たが、初め南鐘寺の寺号を要望したが、寺号南向寺。令和二年廃寺。

比島村……興行寺道場 永平寺町藤巻の興行寺(荒川興行寺)末。

本覚寺道場 福井の本覚寺末  
 妙金島……興行寺道場 上森田(福井市)の嚴教寺末。

本覚寺道場 福井の本覚寺末。

十八日講は、鹿谷内の浄土真宗の門徒のうち、九割あまりをしめる西本願寺派の門徒が横断的に結びついて講を組織した。西超勝寺・勝縁寺・本覚寺、浄因寺などの本寺とその末寺の支配下にある道場が、横断的に結びついて講が作られたといえる。

東本願寺派の小松本蓮寺門徒と大野法蓮寺門徒、高田派の黒目称名寺門徒は十八日講に入っていない。このうち東本願寺派の門徒は二十五日講を組織した。江戸末期には道場が寺号を得ても、講の運

営は門徒が中心となり、寺院では講の仏事が行われる会場を提供しているにすぎない。

#### (五) 鹿谷における浄土真宗の布教の始め

鹿谷における浄土真宗(一向宗)の布教が、歴史資料のなかで確認できるのは、永正三年(一五〇六)七月の越前土一揆の史料である。

越前土一揆は、越前・加賀一向一揆・甲斐氏と朝倉三代貞景との戦いである。加賀方面から進入したのは、越前から加賀に逃れた超勝寺・本覚寺を中心とする一揆と甲斐氏の軍は、九頭竜川の北岸に陣を構えた。一方朝倉教景(宗滴)を大将とする朝倉軍は九頭竜川の南岸の芝原・中之郷、高木、黒丸に陣地を築いた。一揆軍の猛攻に朝倉軍は総力をあげて戦い、勝利をおさめた。超勝寺・本覚寺などの一揆軍は敗れて加賀国に寺基をうつした。その後六十年あまり越前に帰ることができず、越前では道場を中心に信仰が続いた。

『賀越闘諍記(朝倉始末記の後半)』によれば、この合戦に保田の国人(国侍)である田所弥五郎は、超勝寺とともに参戦した。また、この書にある佐野は矢戸口に拠点を構えていた国人(地侍)で、朝倉貞景のもとで朝倉軍に参戦した。

田所弥五郎は平泉寺賢聖院文書の「天文八年(一五三九)の「平泉寺賢聖院院領所々目録之事」によれば、四か所の農地を賢聖院から購入した人物であるが、永正三年の越前土一揆で敗北し加賀に逃れた。

松岡の昌蔵寺は、元禄九年以前は西超勝寺末で徳善寺という寺号であった。この徳善寺に残された慶長十五年(一六〇〇)の「門徒

連判申状」には門徒として、保田村惣代十三名の名前が列記されている。

勝縁寺は、天正の越前一向一揆では大町専修寺とともに蜂起し、天正二年（一五七四）平泉寺と戦った。また、北西侯の蓮乗寺は石川県の小松の本蓮寺の道場から寺となった寺院であるが、超勝寺を開いた初代頓円鸞芸が隠居後に北西侯に一時滞在し、その後加賀にうつり、本蓮寺を開いた。

このように鹿谷に信仰のあつい超勝寺系の浄土真宗門徒が多く居住していたことは、注目すべきことであろう。

十八日講の名称の由来は、本願寺七世存如が康正三年（一四五七）六月十八日に死去し、その命日である十八日をもって講の名称にしたものであろう。

#### （六）講の由来 存如画像と十八日講宛本願寺印書

この講では、「本願寺存如画像」「十八講宛本願寺御印書」、「本願寺広如画像」「十八講宛本願寺広如消息」が村から村へ受け渡されていく。

「十八日講宛本願寺御印書」（御書）は、天明四年（一七八四）に十八日講に下付されたものであるが、この文面には「其地（四ヶ谷）十八日講、先々より例歳春秋両度輪番招請いたされ、懈怠なく相勤られ冥加等被指上候処（中略）此度講相続のため御印書被成下候」とある。このことから、この時期までは毎年春と暮れの二回に十八日講がひらかれ、この時は福井西御坊本行寺（福井西別院）から輪番を招いて仏事をおこない本山には本山上り（冥加金）を差し上げ

てきたということが分かる。そして十八日講を相続するために本如の本願寺印書を下すとあるが、門徒の結びつきを強める尊い消息である。そして十六年後には、現存する存如画像が下付される。この軸の裏書きによれば、寛政十二年（一八〇〇）に本願寺法主本如から十八日講什物として下付されたものである。その理由は寛政十年に「存如様御絵於比嶋村御隠被成候付、猶又御本山へ御願申度候」つまり存如画像は比嶋村でお隠れされたので本山にお願いした、ということであった。その費用は講中が申し合わせて負担した。この経費を負担するために講が継続され「寛政十年 存如様御絵再建順番帳」として、記録がのこされている。

十八日講の最も古い記録は寛政元年（一七八九）のもので、表紙には「寛政元年酉十月三日 十八日御講入用算用帳 保田村宿本道場」とある。保田村の道場が講の宿元となつて講が開かれた。寛政年間、各村ごとに算用帳が作られたようであるが、享和元年（一八〇一）からは、縦帳に二十数年間にわたり、十二か村が講の算用を書き継いでいる。

#### （七）講に下付された画像が存如である理由

蓮如や顕如、あるいは教如の画像ではなく、蓮如の父である存如画像である理由は何であろうか。

存如（一三九六一―一四五七）は本願寺七世蓮如の父にあたるが、本願寺の教線を加賀・越中・越後に伸ばし、また坊、御堂、御影堂の建造物を建築した。そして和田本覚寺には『三帖和讃』などの聖教を下付している。藤島超勝寺にはこのような記録は残されていない

が、経典類が下付された可能性がある。永正三年（一五〇六）七月越前土一揆があったが、この合戦に保田の田所弥五郎は超勝寺とともに参戦した。このことは保田には超勝寺系の門徒がいたことを示すものである。今も保田の下道場には、伝蓮如筆「正信偈」と伝蓮如筆「南無阿弥陀仏」六字名号軸が伝来し所蔵されていることと無関係ではない。そして道場に隣接して蓮如の筆洗池（硯井之池）があり、蓮如の布教の伝承が残されている。このことは鹿谷の十八日講の由来を考察する上の参考になろう。

その後、幕末の嘉永二年（一八四九）西本願寺法主広如は、四ヶ谷十八日講宛に消息を下付した。それが「本願寺広如消息」であり、多額の借財に苦しむ本願寺は、門徒へ南無阿弥陀仏の念仏を御恩報謝の称名であると説いて、門徒へ冥加金を要請したものであろう。明治期になると年代は不明であるが、十八日講へ「本願寺広如画像」が西本願寺の明如から下付された。

#### （八）十八日講の収支記録である算用帳の綴

十八日講には寛政年間の算用帳に始まり、表紙が「享和元年十八日御講諸用帳」「文政四辛歳 十八日御講入用帳」（天保六年まで）「明治七年 十八日講帳」「大正八年四月 拾八日講」などが残されている。

次に享和元年（一八〇一）三月六日に行われた講の算用帳を紹介する。

佐野 鹿谷の十六日講（谷御講）



十八日講算用帳綴の表紙

存如様順番之覚

享和元年 十八日御講諸用帳

酉春	保田村
同暮	東遅羽口村
戌春	発坂村
同暮	矢戸口村
亥春	比嶋村
同暮	妙金嶋村
子春	西又村
同暮	本郷村
丑春	杉又村
同暮	西光寺村

寅春 志田村

同暮 保田村 外 西遅羽口村

右之通順相勤可申定

覚

一 銀十匁 御輪番様

一 同三匁 後夜御礼

一 同三匁 御若党

一 同二匁 御草履

一 同拾匁 駕籠代

一 同拾五匁 宿与内

一 四拾三匁

外

銀三拾匁四分 講銭

同五拾匁三分 参銭

惣ノ 八拾匁七分

内

四拾三匁 払方

残三拾四匁二分

外

一 銀八匁四分

志田村伝右衛門

⑬

去申秋預り

一 同三拾四匁二分 保田村与惣兵衛 ⑭ (⑫と同額)

東遅羽口村之所ニ暮出し申候 当西春預り

一 同壹匁四分 妙金嶋村

⑮ (この分は⑰に加算なし)

式分講銭

一 同拾七匁式分壹リ 申三分 ⑯

是ハ栗林村与惣兵衛預り 西光寺村分

未閏二月

志田村ニて出ス

預り分ノ五拾九匁八分

⑰ (⑬+⑭+⑯)

御講銭定覚

一 銀四匁 保田村

一 同五匁 本郷村

一 同五匁 矢戸口村

一 同式匁 西俣村

一 同式匁 西光寺村

一 同五分 西遅羽口村

一 同式匁 東遅羽口村

一 同壹匁五分 杉又村

一 同壹匁五分 発坂村

一 同式匁五分 志田村

- 一 同壹匁五分 比嶋村
- 一 同壹匁 妙金島村

メ式拾八匁五分

右書面之銀子ハ当西三月保田村ニテ

講中相談之上、定式出銀之相極ニ

御座候。尚又御此附之義ハ、吾人前

講銭式分ツ、出銀ニテ何程ニテも、御勝

手次第之定ニ御座候、以上

享和元年酉三月六日

保田村 御宿

道場 平左衛門

享和元年の春に保田村でおこなわれた十八日講の仏事の記録は記載されていないが、十八日講の収支を記録する算用帳がつくられた。当時の経費の負担とその支出先がわかる。十八日講は講銭と賽銭により運営される。講銭は各村の門徒数により定額が決められていて、総額銀二八匁五分である。門徒の多い本郷村と矢戸口村が五匁、少ない西遅羽口村は五分である。講の仏事で参詣者が納めた参銭（散銭）つまり賽銭が銀五〇匁三分である。講銭と賽銭の総額は銀八〇匁七分である。

支出は払方と記されている。福井の西御坊の輪番に銀一〇匁、輪番に従う若党（侍）に三匁、草履取（輪番の身の回りの世話人）二匁、次に送り迎えの駕籠代一〇匁、次に福井西別院輪番の宿泊の世

話をするために、宿

元に支払われた費用

つまり経費が「宿与

内」で、銀一五匁で

ある。また仏事の中

で後夜（夜中）の聴

聞の御礼が三匁であ

る。この総額は四三

匁である。

そして、八〇匁七

分から四三匁などを

差し引いた銀三四匁

二分が「本山上り（冥加金）」として本山上に上納された。この外に

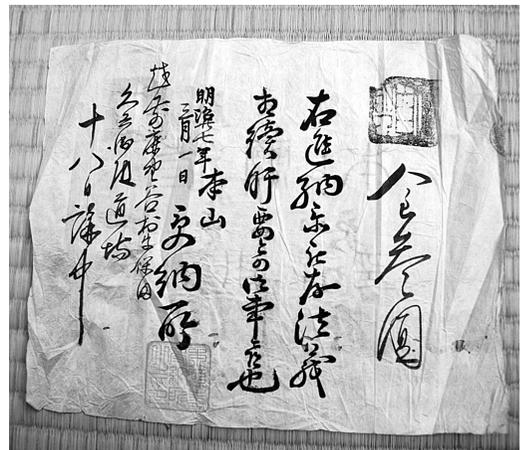
収入として前回の負担漏れの収入がある。

前年の秋預り、前回の本山上りの分、妙金島村の講銭などが記載されている。

講宿である保田村の道場 平左衛門が記録し、締め切っている。

なお、本山上りは、一匁を四〇〇〇円という現在の価値感覚で換算すると、約一二万円である。（一文は約五〇円として計算）

このことは、今も継続され、平成二十三年三月発坂村で行われた十八日講では、収入が参詣者の懇志七万九五〇〇円、賽銭一万三三六〇円で、合計九万二八六〇円である。支出は布教師三万円、本山上りは一万六八八〇円である。残りの四万五九八〇円は蠟



十八日講宛、本山上り領収書（明治 27 年）

燭・仏花・弁当などの経費に支出された。各村の門徒の負担は無くなったが、少額であるが、本山上りは今も続けられている。

### (九) 現在の十八日講

平成二十五年春の十八日講は鹿谷町杉俣の「杉俣ふれあい会館(道場)」でおこなわれた。

この日は布教師(大野市御給の専福寺住職)を迎えて午前九時から始められた。お勤として正信念仏偈(正信偈)があげられる。この後、天明四年(一七八四)に本山から下付された本願寺印書(御書)が拝読され、法話(説教)が二座あった。

お昼の昼食として、お参りした門徒全員にお斎の弁当が用意された。

午後のお勤めは仏説阿弥陀経である。この後、本願寺二十世広如上人消息が拝読され、法話が二座あった。

午後三時三十分ころに終え、存如画像と本願寺印書および広如消息・広如画像は唐櫃におさめられる。十八日講に伝来した古記録は長持に納められる。唐櫃と長持は軽トラックにのせられて、次の十八日講の当番である西光寺村の生活改善センター(道場)に運ばれ、秋の十八日講まで保管された。

### 参考文献

- (1) 『真宗儀礼の今昔』永田文昌堂、二〇〇一年  
 (2) 『十八日講(谷御講)所蔵文書』寛文元年(一六六一)からの各年度の

十八日講の記録綴り。享和元年(一八〇一)から天保六年(一八三五)までの記録綴、明治六年(一八七三)から明治二八年(一八九五)までの記録綴など、貴重な文書が残されている。

- (3) 『勝山市史資料編 第4巻 宗教・武家等』勝山市、二〇〇〇年

浄土真宗の道場」および「四箇谷十八日講文書」は、勝山市内の道場に関する解説と文書が紹介されている。「四箇谷十八日講文書」は、『十八日講(谷御講)所蔵文書』の抄録である。

- (4) 『勝山市史 第2巻 原始〜近世』勝山市、二〇〇六年

「道場の世界」という項をもうけて、勝山市内に多くみられる道場と村人との信仰について記述している。市内の道場が総覧でき、貴重な資料である。

- (5) 『福井県史 通史編3 近世1』福井県、一九九四年